

## ◎排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

(平成二二年六月二日法律第四一号)

### 一、提案理由 (平成二二年四月二八日・衆議院国土交通委員会)

○前原国務大臣　ただいま議題となりました排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

海に囲まれ、かつ国土の面積も狭隘な我が国にとりまして、排他的経済水域及び大陸棚は、天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として大変重要であり、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図ることは、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に大いに寄与するものであります。

これらをかながみますと、排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るために必要な低潮線の保全、並びに排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、所要の措置を講ずることが喫緊の課題であり、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならぬこととしております。

第二に、排他的経済水域及び大陸棚の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域を低潮線保全区域として政令で定めることとし、当該区域内において、海底の掘削等の低潮線の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととしております。

第三に、基本計画に定める国の事務または事業の用に供する泊地等の港湾の施設については、特定離島港湾施設として国土交通大臣が建設、改良及び管理を行うこととし、当該施設の存する港湾であつて国土交通大臣が公告する水域において、水域の占用等の港湾の利用または保全に支障を与えるおそれのある

行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二二年五月一八日)

○川内博史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要なことにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、政府は、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならないこと、

第二に、排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域を低潮線保全区域として政令で定めること

排他的経済水域及び大陸棚の整備等に関する法律

とし、当該区域内における海底の掘削等の行為を規制すること、

第三に、基本計画に定める国の事務または事業の用に供する港湾の施設については、特定離島港湾施設として国土交通大臣が建設、改良及び管理を行うこととし、当該施設の存する港湾であつて国土交通大臣が公告する水域において、水域の占用等の行為を規制すること  
などであります。

本案は、去る四月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日前原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。十四日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院国土交通委員長報告(平成二二年五月二六日)

○椎名一保君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が、天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全、その他の活動の場として

重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持に必要な低潮線の保全、排他的経済水域等の利用に関する活動拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律の海洋政策、領土保全に果たす役割、低潮線保全区域及び拠点施設の整備対象となる離島の指定見直し、海洋資源の開発状況と環境保全対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。